

広島県環境影響評価技術審査会 第10回 第1部会 議事録

- 1 日 時 平成22年7月16日(金) 14:00~16:50
- 2 場 所 県庁北館2階 第2会議室
- 3 出席委員 市川委員, 今岡委員, 中川委員, 根平委員, 舛岡委員,  
原田委員, 日比野委員
- 4 議 題 「(仮称)三原市汚泥再生処理センター整備事業に係る環境影響評価  
準備書」に係る審査
- 5 配付資料  
資料1 「(仮称)三原市汚泥再生処理センター整備事業に係る環境影響評価  
準備書」に対する知事意見に盛り込むべき事項  
資料2 「(仮称)三原市汚泥再生処理センター整備事業に係る環境影響評価  
準備書」に係る審査書  
資料3 審査会関係条例規則抜粋
- 6 担当部署 広島県環境県民局環境部環境保全課 環境評価・瀬戸内海グループ  
電話:(082)513-2925 (ダイヤルイン)
- 7 議事概要  
環境部長挨拶の後, 中川部会長の議事進行により議事が開催された。  
部会委員8名中出席委員7名で, 広島県環境影響評価に関する条例施行規則第4  
7条第5項の定足数(半数以上)を満たした。  
舛岡委員が議事録署名委員となった。

■手続きの経過について

事務局 (資料2により, 手続きの経緯を含めた事業概要について説明。)

■住民意見等の内容について

事務局 (資料2により, 準備書に対する住民意見の概要, 関係市長意見の提  
出状況を説明。)

■事業特性の説明について

事務局 (資料2により, 事業特性について説明。)

委員 資料37ページに受水地点とあるが, 川のどこから引いているのか。

事務局 図では受水地点とあるが, 工業用水を利用している。

委員 川からではないのか。

事務局 川の水を直接取水しているという意味ではなく, 工業用水の受け入れ  
ポイントがあるという情報である。

委員 工業用水は川の上流から取水しているのか。

事務局 工業用水は, 工業用水の浄水場で作られたもので, 現有施設では, 水  
処理等で利用している。

委員 了解した。  
部会長 よければ、審議に進む。

■環境影響評価項目について

事務局 (資料2により、環境影響評価項目の設定について説明。)  
8ページ下の知事意見案個別事項(水質関係)について、下2行目「また、その土砂等」以降は削除いただきたい。

部会長 それでは審議に入りたい。事務局から説明のあった内容について、意見があれば、発言をお願いしたい。

部会長 8ページの知事意見のところにある養生シートとはどういう意味か。  
事務局 ビニールシートのようなもので、柔らかい土を硬くするという意味で養生という言葉を使うということであるが、緩い地盤の上などに青いビニールシートとかを敷くことにより、雨水とかによる一時的な影響を防止するというように記載されている。

委員 6ページに、悪臭の敷地境界における計画値とあるが、平成16年から、個々の悪臭物質の定量でなく、臭気指数だけでいいとなっているように思うが、悪臭物質ごとの計画値も必要なのか。

事務局 悪臭防止法上は、臭気濃度規制、または臭気指数規制どちらでもいいとなっており、県内では、大竹市と呉市が濃度規制で、それ以外は、臭気指数規制を行っている。これから行うところもあるが、悪臭防止法上はどちらでもいいということになっている。

部会長 事務局案に異議がなければ、次に進む。

■審査書(「大気質」、「騒音」、「振動」)について

事務局 (資料2により、環境影響評価項目ごとの予測評価結果、環境保全措置等及びそれに対する知事意見について説明。)

委員 2号線の交通量の予測のところで、大型車の混入率をT1で、29.1%、T4で29.6%としており、かなり多いような気もするが、どのように予測されたのか。

事務局 現況調査の結果を採用し、将来も同じ比率で計算している。

委員 騒音のところで、審査結果に、「可能な限り」作業方法の改善が必要という言葉が入っており、知事意見には、「可能な限り低騒音型又は超低騒音型」という言葉がまた入っている、予測した結果は基準値と比較して、オッケーなのに、なぜ、またさらにこういうことを言わなければいけないのか。

部会長 具体的にどういうことか。

委員 予測した過程が書いてないが、予想した条件であれば、オッケーなのに、さらにもっと可能な限りやりなさいというのは、おかしいと思う。予測した手法が、基本的な施工法であり、その施工法に可能な限り近づけなさいという趣旨ならまだ分かるが。

事務局 アセスメントでは、事業者が環境への負荷をできるだけ下げていこう、というのが基本的なスタンスであり、予測結果では、だいたい基準をクリアしている。

だから、基準をクリアしていればいいじゃないかという考え方もあるが、より一層、環境への影響を抑えていただくという意味で、なおかつ、低騒音型の建設機械については、告示もされているので、できるだけ、そういうものを使って欲しい、という趣旨である。

委員 費用対効果ということもある。さらにお金をかける必要があるのか。

事務局 だから、可能な限りという表現を用いている。

委員 戦略的環境影響評価も入り、昔どおりなんでもやるというよりも、重点的にやるというのを許容するというのが、新しい環境影響評価法の考え方ではないか。

そういうところの中に、さらに詰め込むのではなく、最低限はちゃんとやりなさいという言い方でいいと思う。

事務局 念押しして、事業者にそこまで負荷をかける必要ないということか。

委員 予測の過程を示す必要はあるが。

事務局 審査会資料では、かなり省略しているが、元の準備書には、予測の前提条件や、予測手法などの過程は書かれている。

事務局としては、議論いただきやすいよう、要約した資料を作っているが、今後の資料作成にあたっては、改善するようにしたい。

委員 「可能な限り」というのも人によって解釈が違ってくる。住民意見も聞いたりするので、具体的に書くのがアセスメントの趣旨である。

部会長 騒音で、すでに基準を上回っている地点があるが、その場合はどのように解釈するのか。

事務局 現況で、騒音が 77 デシベルを越えているところがあるが、騒音レベルが上がっても、現状と大きく変わらず、影響はないということになっている。

委員 整備する施設自体の稼働ではなく、工事中の騒音に関して、工事期間中、ある程度の範囲内にあるのに、さらに措置を講じなさいというのはおかしいと思う。

委員 工事中の騒音は一時的なものであるし。

委員 ずっと稼働があり、ずっと基準を超えているというのであれば別だが、建設騒音は瞬間のことであるのに、過度に敏感になりすぎると、大事なところを見落としてしまうので、よくない。

このへんの話はあまり重要ではないと思う。

全てをやるのはいいが、重要なところとそうでないところがあるので、もっと重要なところをしっかりとやらないと、全体が薄れてしまう。

事務局 委員の意見のように、基準をクリアしているのに、さらにたがをはめることはないという議論はあるかと思うが、環境はできるだけ守って欲しいというのがある。

手法がないのであれば、過度な要求となるが、低騒音型建設機械は、すでにかなり出回っているので、せめて、今後、建設機械を選択するにあたっては、可能な限り配慮して欲しいと言う趣旨である。

委員 低騒音型建設機械を使用するという前提で予測しているのではないか。

事務局 多分、すでに予想条件に入っていると思うので、さらに配慮を求めるのはどうなのか。可能な限り、というのがどういう意味にもよるが。そこは、市長から、可能な限り低騒音型若しくは超低騒音型機械を選択することという意見が出ており、そういったところも勘案して、知事意見としたものである。

部会長 基準は守られているが、それにさらに措置を講ずるという表現がどうか。大きな問題ではないと思うが、書き方を変更した方がいいという意見があるか。

委員 市長の意見には、文句はつけられない。

部会長 全体的にも言えるが、できるだけ努力してくれということはあるが、敢えてそれが必要かどうか。

事務局 今まで、こういったスタンスでやってきているところではあるが。可能な限りという表現はアセスメントではよく使われる表現で、大した問題でないときは、こういう表現が多くみられるというのは実態としてある。

委員 本当は、そういういったものは、方法書手続きにおいて、やる必要ないとされるべき項目である。

事務局 いらぬものはやめましょうというのが基本的な考え方ではないか。実行するのは難しいが。

部会長 手続きの過程において、住民意見として出てくれば無視できないということが現実的にはある。

委員が、おっしゃるような形で、方法書手続きの際、項目から落としたとしても、住民意見で、ずさんなアセスメントではないか、という指摘が出てくる方が、事業者としては、怖いわけである。

部会長 そういう意味で、やらざるを得ないというのはあると思う。

委員 では、この部分は、このままということにしたい。

事務局 13 ページの事後調査について、窒素酸化物と SPM 等については事後調査しないというのはさておき、①の工事中の建設機械稼動により変化する建設作業騒音による影響に係る事後調査が、工事のピーク時と書いてあるが、工事のピーク時と、騒音あるいは振動のピーク時が一致するものかどうか。

事務局 ピーク時というと、工事のピーク時だけ調査すればいいととれるが、ある程度調査しないと、把握をするのは難しいのではないか。

事務局 そういったおそれもあるということも踏まえ、知事意見の4番目として、建設作業騒音には、いろんな騒音が含まれるため、ピーク時の1

回ではなく、工種を考慮して調査時期の選定を行うよう、記載している。

- 委員 知事意見としてはいいが、準備書の記載としてどうか。
- 事務局 事業者としては、工事のスケジュールがあるので、重機の数の多い時期を選んで調査するという趣旨で記載しているのではないか。
- 委員 次の②の供用時の施設の稼働に伴う工場・事業場騒音による影響の箇所について、施設の実稼働前と実稼働後とあるが、稼働後というのは、フルスペックで受け入れた時のことなのか、ただ単に、この施設が動き始めた後の話なのか
- 事務局 施設が稼働し始めてから最大の稼働である。施設の稼働は日によっては差がないため、受け入れ量が最大のときの稼働が最大である。今後、下水道の普及により、受け入れ量が減ってくるため、施設の実稼働後が、受け入れ量が一番大きいと予想されている。そのため、施設稼働直後の年次に、施設稼働による騒音を把握するという記載になっている。
- 委員 4 ページに記載されている 176 キロリットルが稼働直後から入ってくるとのことか。
- 事務局 そうである。
- 委員 施設稼働後、随時、受け入れが始まっていくのかとイメージしたが、それなら理解できる。
- 事務局 現有施設との入れ換え時にはそういうこともあるかもしれないが、安定的に動き始めた時はその時期の受け入れ量が最大である。
- 部会長 環境保全措置というのは、書かれている措置を講ずれば、騒音等が少しは下がってくるということか。予測条件には、含まれていないのか。
- 事務局 措置の中でも予測に入れているものと、入れるのが難しいものがある。例えば、アイドリングストップなどは入れるのは難しいが、工事の防音壁として、敷地にフェンスを建てる場合などは、予測において、考慮されている。
- 部会長 現況調査において、基準を上回っているものがあるが、民家直近でないかぎり、それほど大したものではないと解釈していいのか。
- 事務局 11 ページの工場・事業場騒音では、上回っているものがあるが、直近の住宅には関係ないと考えてよいのか。
- 部会長 直近民家での基準値超過は認められない。
- 部会長 問題ないとしてよろしいか。国道沿いは、現状で基準値超過のところもあるが、こちらもよろしいか。
- 部会長 次に、14 ページからの振動のところはよいのか。直近の民家では、いずれも基準値を下回っているが。
- 部会長 特になければ、次の項目へ進む。

■審査書（「悪臭」、「水質」、「水生生物」）について

- 事務局 （資料2により、環境影響評価項目ごとの予測評価結果、環境保全措置等及びそれに対する知事意見について説明。）
- 委員 18ページの審査結果と知事意見案の中に、悪臭物質の流量、という表現があるが、これは、悪臭物質を含む排出ガスとかとした方がいいのではないか。
- 事務局 流量というのは、濃度かけるガス量の値のことであるが、法律上、こういった表現がされており、それを引用している。
- 委員 別の箇所では、悪臭物質を含むガスという表現があったが。流量かける濃度でいいが、悪臭物質の流量は、直接は測れない。それから、18ページの上の方に、事後調査の箇所について、供用時の施設の稼働に伴う工場・事業場振動による影響とあるが、ここには、なぜ振動と入っているのか。
- 事務局 誤植であり、訂正する。
- 委員 同じく、18ページの一番上の行に、し尿等の受入室は前室に自動扉を設けた二重扉とし、また、臭気を含んだ空気は吸引して脱臭することにより、とあるが、吸引したら脱臭できるように取れるので、吸引して、例えば、吸着処理等によりとか、もう少し詳しくしたらどうか。
- 部会長 吸引して脱臭処理することにより、と入れることでよいか。先ほど始めに意見のあった流量のところは何か案があるか。
- 委員 全体の流量を測って、濃度はまた別途測るわけなので、悪臭物質ごとの流量を図るわけではない。
- 委員 技術的には、フラックスということになるが。
- 事務局 測定としては、煙突から出るガスの総量を把握する必要があるので、濃度と併せて、排ガス量を測定することになる。ここで記載している流量というのは、法律の定義により、測定した悪臭物質の濃度とガス量をかけたもの、それを流量と呼んでいる。
- 部会長 臭気のところでは他になければ、水についていかがか。
- 委員 水の汚れについては、施設が稼働したときの予測なのか。
- 事務局 水質については、施設が稼働したときの沼田川の水質の変化の予測である。
- 委員 で、知事意見は、施工についての話か。
- 事務局 2点あり、上側の意見は、施工時の話である。
- 委員 調査と全く関係ないことが、突然、ここに出てくるのか。
- 事務局 8ページの審査表のマトリックスのところ、事業者では、工事による濁水は、発生しないので、工事の実施に伴う水の汚れは、評価対象とはしていないということであったが、具体的な記述がないので、そこは、具体的に、工事中はこのような形で濁水処理をするというのを書いて欲しいというのが一つ目の知事意見の趣旨である。
- 委員 書いてないので書きなさいということか。

事務局 そうである。  
委員 逆に言うと、工事から出たものは川に流していいということか。  
事務局 そこが具体的に書かれていない。本来なら、8ページで、評価予測する項目として、挙げてもおかしくないのであるが、今回、事業者は挙げてない。  
だから、挙げてないのであれば、どういう対策を取られるか、はっきり書いて欲しいということである。

委員 直接川には流してはいけないという決まりがあるはずである。  
事務局 そういうことが書かれているが、もう少し、どういう風にやるのか。  
委員 これを読んでいくと、掘削物がというのが、どこの掘削の話なのか分からない。  
で、あと、排出口の話とは別の話ですよ。

事務局 知事意見の一つ目が工事中の濁水に関する事で、二つ目が施設稼働後、し尿処理場からの排水に関する事である。  
委員 そうすると、もともと水質といっても、この場合だと、無機質なものの話である。  
事務局 そうである。掘削行為に伴う濁水についてである、  
委員 そういった無機質な話と有機質の話と一緒にここに書いていると、何のことかよくわからない、となる。  
有機質の話をずっとしているのに、突然、工事の話が出てくると、ヘドロの話かなと一瞬思ってしまう。

事務局 工事に関して、工事中の濁水の処理と、本来のし尿処理場が供用開始した後の対応という意味で二つである。  
委員 もう少しわかりやすい方がいい。  
委員 予測は非常に難しいと思うが、現況水質は、現在稼働している施設が排出したものを含んでいるので、新しい設備になれば、現状の汚染しているものを差し引いて、新しい施設のものを上乗せしないといけない。  
現況の水質に、予測値を加えているということで、ちょっと過剰になっている。

事務局 施設完成後は、当然、負荷量は減る。減るのであるが、なぜ、元の数字が出せないのかということ、元の数字がない。  
委員 ないというか、新しい設備の汚染量が、現在の汚染量の10分の1くらいに下がっている。  
ということは、この予測値を、例えば、10倍したものを引くとか、そういう操作がいていいのではないか。

事務局 資料の31ページに、現有施設と新設施設の汚濁負荷量を記載している。  
10分の1になるということで、これを現況の川に差し引きして考えると、例えば、川がきれいになるとか、そういう予測になるかと思う。ただ、事業者の選んだ方法としては、住民に説明する際に、川がきれ

いになるというよりは、現況に対して、新設部分の負荷量を上乘せするというやり方を選んだものである。

それが本当に、現況を表しているかとなると、確かに、精度的にどうなのかという話はある。

委員  
事務局

このままよりは実態に近い値が出るのではないか。

実際はそうだが、事業者とすれば、安全サイドというか、最悪の条件で予測をしても、環境にはほとんど影響ないという説明をしたいのである。

現況施設に汚濁物質を加えた方が、住民の方々の理解は得やすいと考えたのではないか。

委員  
事務局  
委員

現況の水質は悪いという認識なのか。

客観的にはいいのではないか。

逆に言えば、栄養塩が出なくなって悪くなるということもあり得る。だから、栄養塩を出さないことがいいことかどうかは分からない。

そういうことを予測しようとする、例えば、底質とかは、測っているのか。

現況調査の中で、例えば、生物指標にして、この生物が棲むようなところはこんなもので、その場合の水質がだいたいこうだと把握しておかないと、きれいになればいいとも限らない。

もしかしたら、今の状況の方が良くて、環境的にもちょうどいい栄養塩の状態の可能性だってある。

特に、汽水域であり、海の影響が非常に大きいなかで、あんまり言うのはどうなのか。

予測式は、公共用水域っていっても、淡水の話である。

少なくとも、現況をどのように評価したかで十分のような気がする。

部会長

環境基準がこうで、現況はこの値ですよ、ただし、事業をやればこれだけ増えるというなかに、減る分はいれてないと。きれいになるというものはいれていないということである。

事務局  
部会長  
委員

それでも、現状の水質とほとんど変わらないだろうということである。

変わらないだろう。実際はもっと下がるはずであると。

委員の意見のように、では栄養塩はどうなのかとなると、生態系全体の話になるが。

部会長  
委員

排水ということになると、純水に近いほうがいい。

予測のモデル自体が、完全混合でやっているが、基本的には、汽水域というか海域である。

塩素イオンの測定結果を見ると、1万1千とか、下流だと、最大値で、1万7,500、平均して8,700と。ほとんど海水が入っている。

委員  
事務局  
委員

海の影響が大きい。

ここは、河口から3キロくらいのところである。

かなり海水が上がってきているが、そうやって計算しているので、この辺の結果はしょうがない。

委員

現況の評価で十分だと思う。

委員  ただし、事後調査は、干潮時に行うべきである。  
 本当の上流からの河川水の流れている時期、時間帯に、調査するべき。

委員  そうともかぎらない。

委員  いや、調査する必要があるのではないか。

委員  排水の流量が、海から入ってくる量に対して何パーセントかを示せばいいと思う。  
 ボリュームは測ってないのか。

事務局  河川の水量は測っている。

委員  河川の水量ではなくて、ボリュームである。

事務局  河の体積ということであれば、満潮時に、海水が入ってくる際の体積  
 というのは準備書には記載されていない。

委員  それは予測できると思う。そのときの体積に対する排水量がどれくらいか  
 というと、きっと影響はないと思う。

委員  それは当然海水の影響の方が大きい。  
 河川に対する影響を評価するという意味では、逆に言うと、海水の影響  
 まで入れていいのか。  
 海水が汚れているから、この施設ができて変わらないではないかとい  
 う発想は当然できるかも知れないが、環境影響評価として、どの立  
 場に立つのかというのを若干心配するところはある。

部会長  問題は、排水の水質である。この場所は、渇水時になると、河川から  
 はほとんど水が来ない状態となり、海水との関係が大きいということ  
 になる。

委員  細かい表現の問題であるが、知事意見のところに、雨水による濁水の  
 流出防止対策とあるが表現としてどうなのか。

事務局  降雨による、か。

委員  降雨に伴うとか、降雨によるとかいうイメージがある。

部会長  降雨によるでよいか。降雨による濁水の流出防止対策ということで。

委員  よい。

委員  20 ページに、付着藻類の沈澱量とあるが、何のことを言っているのか。

部会長  これはこさげたものをシリンダーに入れて、沈降してくるものを調べ  
 るということである。

委員  よく使うのか。

部会長  よく使う言葉である。100ml のシリンダーを用いる。

委員  了解した。

部会長  ほかに何かあるか。

委員  先ほど、17 ページで、臭突からの出現距離が 10 メートルとか、260  
 メートルとかというのがあったが、起点はどこか。臭突の一番下のと  
 ころからか、地面からか。

事務局  13mの高さの地点からである。

委員  そこの高い位置からの距離か。

事務局  260 メートルの距離自体は、X 軸のみの距離である。

委員  どこから測ろうと誤差範囲とは思いますが、10 メートルのとき、起点がど

こなのか。臭突の一番下から水平に測ってるのか。それとも一番上から測るのか。

事務局 X軸のみである。

委員 では、臭突の一番下からということで了解した。

部会長 動物相、植物相、貴重種について、意見がなければ次に進む。

■審査書（「景観」、「廃棄物」、「温室効果ガス」）について

事務局 （資料2により、環境影響評価項目ごとの予測評価結果、環境保全措置等及びそれに対する知事意見について説明。）

部会長 事務局から説明のあった内容について意見があるか。景観はどうか。

委員 概ね、山に遮られて、視認できないということでいいのではないか。ただ、現有施設の煙突だけ見えるというのは、実際どうなのか。あまり、景観を損なうものではないのか。

事務局 現有施設では、乾燥施設の煙突があり、それがモンタージュ写真として残っているが、新しい施設ができた後は解体する予定なので、近いうちになくなるものである。

部会長 ほかに何かあるか。

委員 「温室効果ガス」のところの電力使用は、どのように見積もられたのか。まだプロセスがはっきりしていないのに、なぜ電力が増えるのかという気がするが。

事務局 電力使用量を概ね見積もり、主な施設の電力使用量を積算したものである。

今後、詳細設計等をやっていく段階で多少の変動はあるかもしれないが、現在見積もることのできる機械の電力使用量を積算したものである。

委員 例えばどんな設備があるのか。

事務局 燃焼施設だとブローア、脱臭施設だと臭気ファンとかのモーター類、あと今回、高効率に脱水するため、脱水機の電力とかが主な電力使用設備である。

委員 それは、業者がいろいろあると思うが、業者が変わっても変わらないものなのか。

事務局 今回は、性能発注なので、基本的な詳細設計まではすんでいない。

委員 設計というか、まだ発注してない。

委員 性能発注なので、ここまで落とすという条件を満足するような施設を作るとのことである。

委員 どういう設備を使うか分からない。

委員 目標値となるように落とすよう、発注するものである。

委員 目標値じゃなくて、どれだけ電力を使うかは、設計者がどんな装置を選ぶかで、決まるものである。

委員 だから、これだけの性能がある装置をいれなさいという発注をかけるものである。

委員 いや、おかしい。この電力の見積もりの数値がどれだけ精度をもっているか。設備が分からないのに、精度は出ない。

委員 実際に装置を入れる側がその装置を持ってくるのである。

委員 どんな装置が入ってくるか分からないので、数値は出ないと思う。まだフローシートも決まってない。

部会長 事務局はどうか。

事務局 事実上は、三原市が、全国のし尿処理施設のプラント会社数社から、見積もり設計というのを取り寄せ、その最大公約数的なもので積算しているということである。

部会長 そういう説明である。

事務局 委員がおっしゃったような意見があるので、27ページのその他の知事意見のところで、「施設の整備が性能発注方式により行われることから、事業内容の詳細が決定される段階において、これまでに実施した調査予測及び評価の結果を検証するとともに、必要に応じ、再度の予測及び評価を行うこと」と念を押している。

委員 そういう観点からすると、事後調査は必ずやらないといけない。事業の後、実際はどうだったか。

委員 景観など、事後調査なしという項目があるが、景観保全措置が記載されていても、実際にやられたかどうかの事後調査をやらなくていいのかというと、若干疑問がある。

部会長 業者をいつ決めるかということにも関わるが、いろいろな業者からいろんなフローシートが出てくるので、業者から出たフローシートで、この値を議論したほうがよいということか。

委員 この前の福山市の例も、総合評価方式で行われており、要求水準書を示して、ここまでの性能を持つるものを技術提案させるような方式になっている。

委員 この技術提案の中に、装置も含めて、自分のところを入れようとするステップとかを業者側が示し、その中で一番優れたものを、発注者側が採用するという形である。

委員 だけど、この技術審査会は今回で終わりである。

委員 委員の意見もよく分かる。この先が見えないので。

委員 2回と決まっているのであれば、後ろにずらして審査した方が、いいのではないか。最初の審査会はいらない感じがする。

委員 今回の審査会は、性能発注方式ではなく、従来の工事のやり方の場合の審査会の進め方である。

委員 事業発注のやり方が昔のまままだといいが、今の公共事業のやり方の中で、できるだけ安くいいものを、となると難しい。

委員 あまりスペックを細かく指定してしまうと、施設そのものが予算的に固まってしまうといったこともある。

委員 私は、業者から、設備のいろいろな種類のフローシートが出てきて、その中で議論するのが大事なことだと思う。

委員 それは、また違う委員会があるのではないか。環境影響評価とは違う。

委員 それは、今の性能発注方式だと難しい。

部会長 温室効果ガスから派生して議論が発展したが、これは、また別の委員  
 会の話になるということで、元に戻っていただきたい。

事務局 先ほど、委員から意見があったように、知事意見の中には、そういう  
 ことが想定されるので、変更があった場合は、再度、予測評価するよ  
 う記載している。

委員 ここに、ぜひ事後調査をいう文言を入れられないか。  
 必要に応じ、再度予測及び評価を行うなど、と書いてあるが、できれ  
 ば事後調査をという文言が入れられないか。

部会長 そういう意見が出たがどうか。

委員 27 ページである。

部会長 また後に、新しい機械を作るときに参考になるという意味では、全て  
 事後調査は必要である。

委員 そんなにお金をかける必要はない。

委員 さっきの水質も、処理水の水質しか測らないことになっているが、予  
 測の結果を検証しようとしたら、河川水質も測っておくべきと感じる  
 ところはある。

委員 それは、河川環境の話になるから所掌が違う。

委員 だけど、予測をしている。

委員 予測できてない予測である。

委員 その辺の問題はあるが、予測の検証は必要である。

委員 温室効果ガスを挙げた理由は何か。

事務局 審査書の8 ページにあるが、事業者が二重丸で追加したものであり、  
 方法書段階で聞いているのは、三原市が、地球温暖化防止計画を定め  
 ていることから、そういった計画も踏まえて選定したと聞いている。

委員 二つ二重丸で挙げているが、施設の稼働という話になると、先ほどの  
 電力使用とかが基本的なところである。

事務局 後のほうにあるメタンとか、処理の段階で出てくるものは、高度処理  
 をすればするほど、出てくるものである。

委員 その意味がよく分からない。まず、施設の稼働という意味で、電力を  
 最小限にしていくことを考えるというのは分かるが、高度化処理をし  
 ていくなかで、出る二酸化炭素を評価項目にするというのは、本末転  
 倒の議論だと思う。

事務局 いいことやればやるほど、環境影響評価的には、悪くなるということ  
 である。

委員 ある環境面ではいいが、ある環境面では悪いということである。

事務局 そうすると、高度化処理がいいかどうかもう一回考えようという話に  
 なるのか。

委員 その度合いで、どちらの度合いを選択するかというところが、事業者  
 の判断に委ねられるということになるかと思う。

事務局 そうすると、どういう状態で、自然界に放出するかが大事になってく  
 るので、もっと水質とか、そういった話が重要になってくるが、そこ

までできてないと思う。  
 部会長 温室効果ガスを評価項目に加えた理由はお分かりいただいたか。  
 委員 電力の使用のところはいいと思うが、なぜ、廃棄物の発生のところ、  
 二重丸で入れなければいけないのか。  
 部会長 ないほうがいいということか。  
 委員 ある必要はないと思う。入れておくと後に残る。  
 部会長 ほかの方はいかがか。昨今、温室効果ガスは非常に問題になるところ  
 であるが。果たして意味があるかどうかというところか。  
 委員 事業者が選定して追加したものなので、いいのではないか。  
 事務局 排出事業者として、二酸化炭素の排出量の計算をする際、事業の中で  
 発生する二酸化炭素とか、一酸化二窒素、メタンガスも含めて算定す  
 ると決められている。  
 それらは、二酸化炭素という項目を評価するとすれば、評価しなければ  
 ならない評価項目とされているものである。  
 委員 それは、環境影響評価上、どのような効果があるのか。  
 事務局 環境影響評価の上では、この項目は必要ないのではないかという指摘  
 は確かにそうかもしれないが、三原市が、温暖化対策の実行計画、い  
 わゆる排出事業者としての算定をする際には、両方評価するので、こ  
 れを入れるべきであろうと思われたのではないか。  
 委員 いや、入れてどうするのかという話である。  
 高度化処理するということは、二酸化炭素をたくさん出すということ  
 である。環境影響評価の中では、温室効果ガスとってしまえば、二  
 酸化炭素は悪者であり、そうしたら、評価の答えをどうするのが理解  
 できない。  
 部会長 これは、国でこう計算するように決まってると言われると、それ以上、  
 ここでは、議論にならない気がするがどうか。  
 事務局 施設整備により、現有施設より排出は減るので、全体として排出量が  
 減り、なおかつ、水系に対する負荷も減るので、高度化処理をする上  
 で問題ないという事業者の考えではないか。  
 部会長 これがすぐにどのように役に立つかと言われても、なかなか答えにく  
 が、これからこういうデータは、蓄積していく必要がある。  
 委員 この工場全体で電力をいくら使うのか、ユーティリティをいくら使う  
 のかというのはあってもいいのではないか。  
 委員 それはいいと思うが、その次の、高度処理する際に発生するものを評  
 価に入れるのは、環境影響評価にそぐわない。  
 部会長 いろいろ意見があるので。これは、ここで決めがたい。  
 委員 なんでもやるというのは、環境影響評価法の趣旨から外れているとい  
 うこともある。  
 事務局 ここは、根底にあるのは、三原市として、CO2削減計画を持っている  
 ので、自ら選定したということをご理解いただきたい。  
 部会長 まあ、そういうふうにご理解いただいて、この議論は終わりとする。  
 先ほど、事後調査ということがあったが、具体的にこれを、というこ

とではなく、できるだけ多くの事後調査をしていただければ、将来役に立つのではないかと思う。景観についての事後調査など、それほどお金がかからないものもあるので、考えていただければと思う。事務局はいかがか。

事務局

委員から、施設の設備が性能発注方式で行われるということがあるので事後調査を、という意見もあったので、27ページのその他のところに、再度予測及び評価を行うなどと書いている訳ですが、そこを、再度予測、評価及び事後調査を行うなど所要の措置を講じること、と修正してよろしいか。

委員  
部会長

よい。  
いろんな意味で、できるだけ事後調査はあった方がいい。ちょっと時間を超過したが、以上でよろしいか。

委員

巻末の5に、助燃剤の発生量の試算が載っているが、この中に、助燃剤の発熱量は、一般ごみの発熱量に比べ、発熱量が非常に低いため、ごみ焼却炉の補助燃料が削減できるものではないと、数値も入れて記載してあるので、満足している。

助燃剤化は、非常に重要なことで、間違っているとは思わないが、実態は、助燃剤ではなく、可燃物であるという認識が大事である。

今回、数値が入ったということは、ちゃんと認識されているということ、結構である。

なお、広島市では、下水道汚泥から発生するメタンを燃料にして、汚泥を処理して、カーボンに換えて、竹原のJパワーで燃焼させている。

委員  
委員

まだ工事中である。

非常にいいプロセスと思われる。そのプロセスを設計して、運転するのがJパワーである。

そこで発生したカーボンは、全部竹原市の発電所で処理する。

広島市としては、処理してもらうことによって、その事業がうまく循環するということになっている。

部会長

ほかに意見はないか。

これで、環境影響評価項目は「温室効果ガス」まで全ての項目の審議を終えた。各項目ごとに意見をいただいたが、字句の訂正くらいしかなかったように思う。

一箇所か二箇所、簡単な修正があったが、今別に読み上げることもないと思うがよいか。

事務局  
部会長

修正は二箇所である。

では、以上で取りまとめてよろしいか。最終的な部会の結論については、部会長と事務局で調整して整理する。

正式な答申書は部会長の方で作成して、会長に一度報告し、会長名で知事へ答申する。なお、字句の修正については、部会長に一任を頂きたい。

各委員  
部会長

(異議なし)

それでは、作成した答申書の写しは、後日、委員の皆様方に送ることとする。

本日の審議は、これで終了である。  
なお、審議の結果については、議事録を公開する。  
議事録の署名委員に確認の上、個人情報である委員の氏名を伏せた形で閲覧に供することになるので、その旨ご了解いただきたい。  
進行を事務局へお返りする。

広島県環境影響評価技術審査会第1部会委員一覧

区分	職 名	氏 名
大気環境	広島大学名誉教授	舛岡 弘勝
水環境	広島大学大学院工学研究院准教授	日比野 忠史
土壌環境	広島工業大学環境学部教授	今岡 務
動物	元県立広島大学生命環境学部准教授	市川 洋子
植物	広島大学名誉教授	根平 邦人
生態系	広島大学名誉教授	中川 平介
景 観 ふれあい	広島女学院大学名誉教授	原田 佳子
廃棄物等	県立広島女子大学名誉教授	岸田 典子